

高齢者虐待防止のための指針

有限会社アンサンブル ゆいまーる（地域密着型通所介護・総合事業）

1. 基本指針

当事業所は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。

2. 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること
また、正当な理由もなく身体を拘束すること

(2) 介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、そのほかの高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他の当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

3. 虐待防止のための具体的措置

(1) 苦情処理の徹底

事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

(2) 虐待防止検討委員会の設置

①事業所は虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下委員会）を設置する。なお、委員会の運営責任者は施設長とする。

②委員会は定期的（年1回）かつ必要に応じて招集する。

③委員会は次のような内容について協議する。

ア 虐待防止のための職員研修の内容に関すること

イ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

ウ 職員が虐待等を把握した場合に、区への通報が迅速かつ適切に行われる方法等に関すること

エ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

オ 再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関すること

(3) 職員研修の実施

①職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

②具体的には、次のようなプログラムにより実施する。

ア 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解

イ 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解

ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解

エ 早期発見・事実確認と報告等の手順

オ 発生した場合の改善策

③研修の開催は年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。

④研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録・保存する。

(4) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は施設長とする。

(5) その他の取り組み

①職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与

②本指針等の定期的な見直しと周知

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合は、養護者による虐待の場合は地域包括支援センターへ、要介護施設従業者等による虐待の場合は福祉事務所高齢者支援係へ速やかに報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、地域包括支援センター及び福祉事務所高齢者支援係・警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本方針に従って対応する。相談窓口は3(4)で定められた高齢者虐待防止担当者とする。

(2) 利用者の居宅において虐待が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるように努める。

(3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

(4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

(5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止

検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携の上、成年後見制度の利用を支援する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を施設長に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

8. 職員の責務

職員は、家庭内に置ける高齢者虐待は外部からの把握が難しいこと認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は速やかに報告しなければならない。

9 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。

また、ホームページにも公表し、利用者及び家族がいつでも閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年3月21日から施行する。

本指針は、令和7年2月1日より改定する。

本指針は、令和8年7月1日より改定する。